

令和4年度 宮城県いじめ防止対策調査委員会

令和4年6月3日（金）10:00～12:00

宮城県庁（行政庁舎）9階 第一会議室

<委員>

野口 和人 委員, 白石 雅一 委員, 武田 賢治 委員, 小幡 佳緒里 委員, 佐藤 あけみ 委員, 内藤 裕子 委員, 長谷 諭 委員, 小野 彩香 委員, 千葉 宗久 委員, 古川 浩智 委員, 狩野 靖士 委員, 粕谷 裕子 委員

<県教育委員会>

伊藤 昭代 教育長
遠藤 秀樹 高校教育課長
伊藤 克宏 心のサポート専門監

<欠席者>

船越 俊一 委員

(資料の確認)

<1 開会>

- (1) 出席者紹介
- (2) 教育長 あいさつ
- (3) いじめ防止対策調査委員会の概要

(事務局)

「宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要」等について、簡単に御説明する。次第資料4頁「いじめ防止対策調査委員会条例」を御覧ください。本委員会は、「いじめ防止対策推進法」第14条第3項及び第28条第1項を根拠として、県教育委員会の附属機関として平成26年4月1日より条例設置されており、おもに県立学校に係る対応を進めてきた。

6頁をご覧ください。運営要項第3条第1項で、「重大事態の発生時におけるいじめ事案について、解決支援を行うための支援部会を、教育委員会が行う調査として必要な事項の調査等を行うための調査部会を置く」と定めており、第2項では、「自死事案等の緊急性のある案件に対処するため特別部会を置くことができる」と定めている。

別添の資料1には、「宮城県いじめ防止対策調査委員会の概要」として、これまで本委員会で話し合った内容についてまとめている。

ここでは説明は省略するので、後程お目通しください。

(4) 委員長・副委員長の互選

(進行)

自薦，他薦はあるか。

< な し >

特になければ，原案を提示する。

< 異議なしの声 >

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。委員長を内藤 裕子 委員，副委員長を白石 雅一 委員にお願いしたいと考えているが，いかがか。

< 異議なしの声 >

(進行)

異議なしの声があったので，委員長を内藤委員に，副委員長を白石委員に願います。内藤委員長より御挨拶をいただく。

(内藤委員長)

この度，委員長になりました，内藤です。発足当時より委員を務めさせていただき，今日まで至るわけだが，その間，調査にも携わらせていただいた。そのときの学びとか教訓を生かして，また，委員長として関われることをやっていきたい。どうぞよろしくお願いします。

(進行)

ありがとうございます。それでは続いて，白石副委員長より，御挨拶いただく。

(白石副委員長)

白石です。よろしくお願いたします。私，二期目になりますので，引き続き委員長を支え，また，特別部会の方の運営も担っていきたいと思っておりますので，よろしくお願いします。

(進行)

ありがとうございました。それでは、以後の進行については、委員長にお願いする。

(5)

(内藤委員長)

次第の、(5)「部会委員指名、部会長の互選」について、事務局から御説明をお願いします。

(事務局)

支援部会及び調査部会の委員(案)について、説明する。先ほど確認いただいたとおり、本委員会には「調査部会」及び「支援部会」を置いており、運営要項の第4条では各部会の所管事項について具体的に定めている。また、第5条では、各部会に属する委員は、それぞれ10人以内とし、委員長の指名により、委員の皆様にはいずれかの部会に属するものとしている。

次第資料の3頁。委員の皆様が属する部会を一覧としてお示ししている。なお、各部会長については、運営要項の第6条にあるように、「部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選によって定める」ものとしているので、本日協議をお願いします。

(内藤委員長)

説明について、質問・意見等があればお願いします。

< 質問等なし >

各委員の部会の所属については、この通りということで承認いただけるか。

< 意見なし >

ありがとうございます。それでは、引き続きそれぞれの部会の部会長の互選に移る。本来であれば調査部、支援部会について選任することとなる。支援部会についてまず部会長の互選をお願いします。本日は、支援部会6名中6名全員の出席なので本日の互選により選任してよろしいかと思う。

特に、御推薦なければ、事務局から提案を示させていただいてよろしいか。

< 意見なし >

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。支援部会の部会長を白石雅一委員にお願いしてはどうかと考えているが、いかがか。

< 異議なしの声 >

(内藤委員長)

次に調査部会についての互選をお願いする。本日、調査部会7名中6名の出席につき、互選により選任してよろしいかと思う。御意見はあるか。

< 意見なし >

特になければ、事務局から、原案を示させていただいてよろしいか。

< 意見なし >

よろしく願います。

(事務局)

事務局から原案を提案させていただく。調査部会の部会長を内藤裕子委員にお願いしたいと考えているが、いかがか。

< 異議なしの声 >

(内藤委員長)

意義なしということなので、調査部会長は、私、内藤が、そして支援部会長を、白石委員にお願いしたいと思えます。どうぞよろしく願います。

では次に、本会議の公開非公開について確認する。

情報公開条例により、審議会等は公開で行うことが原則となっているが、非公開情報が含まれる場合及び公開することにより、公正かつ円滑な審議に支障が生ずる場合には、当該会議の構成員の3分の2以上の同意により、一部公開または非公開とすることができる。

次第の3のその他以降は、個人情報が含まれることから、非公開が適当と考えますが、委員の皆様いかがか。

< 意見なし >

それでは、3のその他以降は非公開で行うものとする。

それでは、2の議事入る。

宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画について、事務局から願います。

(事務局)

それでは「宮城県いじめ防止基本方針」に基づく実施計画について説明する。お手元にお配りしている、別冊資料2の、「いじめ防止基本方針に基づく実施計画」を御準備願う。

資料2の1頁をお開きください。昨年度の委員会でも確認したが、「1」の「(1) 条例に基づく実施計画」に記載のとおり、この計画は、「いじめ防止対策推進法」の趣旨に基づく、「宮城県いじめ防止対策推進条例」第23条第7項の規定により、「宮城県いじめ防止基本方針」を実効性のあるものとするため策定したものである。

この実施計画については、昨年12月8日に開催した令和3年度第1回本委員会において説明し、異議なしということで、概ねご了解いただいたもの。また、特別支援学校でも、独自の指標を設定して取り組んでいくことを確認させていただいた。これを踏まえ、本日は、進行管理等について、ご意見を頂戴し、御承知願いたい事項がある。

9頁下段から10頁。

「3 進行管理等について」の2段落目に、「条例第23条第9項の規定により、毎年度、講じた施策を議会に報告するとともに、公表する」とある。このことについては、前回の委員会にて、令和3年度の取組については、本日の委員会での進捗報告の後、再度ご意見をいただき、今年度の議会への報告をするということで確認していた。これから示す、報告については、昨年度の委員会以降、事務局で案を作成し、各課室担当と随時意見交換をしながら調整したもので、併せて承知願う。それでは、10頁をご覧ください。いじめ防止基本方針に基づく実施計画指標についてだが、義務教育課担当分につきまして変更、特別支援教育課担当分で追加がある。

まず義務教育課分、「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた小中学校児童生徒の割合における現況値だが、令和2年度の調査時点では、2ヶ月の新型コロナウイルス感染性症対策による臨時休業後の調査ということもあり、初期値として高い数値を示していました。これについて事務局では、特例の数値と判断し、新型コロナウイルスの影響のない平成29年度から令和元年度までの3年間の平均を初期値として、変更している。次の目標指標は、小中学校において「児童会・生徒会活動を通じていじめ問題を考えさせたり、生徒同士の人間関係や仲間づくりを促進させたりした」と答える学校の割合というものだが、これは、文部科学省の指標調査による数値であり、国の統計調査であるため、公表や使用範囲が限定的であり、活用は困難なことが分かった。加えて代替となる、県の学習意識調査においても、設問の文言が異なるため、数値に開きが出てしまう状況だった。それゆえ指標そのものを変更させていただきたいと思う。新たな指標だが、いじめの早期発見・早期対応の基本となる、教職員と児童生徒との関わりを着眼点とし、「子供たちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合を問うものである。もとより学校での「いじめ」の把握の方法については、

「個人アンケート」や「児童・保護者からの相談」などがあげられるが、どれもいじめが起こった後の把握になる。この設問は、「教職員の日常的な児童生徒との関わりによる見取り」をすることで、未然の防止や初期対応に効果的であることを重視して設定していた。アンケート等だけに頼らない日常的な教職員の見取りを指標とし、未然防止、早期対応を充実させていきたいと思う。これについてもご意見をいただければと思う。

それでは、資料に付帯した別冊資料、目標指標等の状況を御覧ください。評価の詳細について説明する。まず1頁、1-1小学校で「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた児童の割合で、令和3年度は、目標値の85.1%を0.7ポイント上回る85.8%。要因としては、義務教育課の事業の「魅力ある行きたくなる学校づくり」の意識が各学校に浸透し、具体的な取組が推進されたことにより、長期の臨時休業があった令和2年度に比べて、感染防止に配慮しながら、ある程度の学校生活の充実が進み、「学校が楽しい」という満足感が得られた児童が増加したものと考えられる。

次に1-2中学校で「学校に行くのは楽しいと思う」と答えた生徒の割合で、令和3年度は、目標値の79.6%を大きく14.5ポイント上回る87.5%だった。要因としては、小学校と同様に「魅力ある行きたくなる学校づくり」の意識が各学校に浸透し、具体的な取組が推進されたことに加え、新型コロナウイルス感染予防をしながらも部活動等様々な活動ができるようになった満足感が得られた生徒が増加したものと考えられる。

次に2頁。先程変更した指標で説明させていただくが、2-1小学校で、「子供たちと遊んだり、話したりするふれあいの時間を作っていた」の設問で、「十分できた」「ある程度できた」と答えた学校の割合だが、令和3年度は、目標値の94.0%に0.8ポイント差まで近づく93.2%でした。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響に鑑み学級担任が一人一人の様子に配慮し変化を見逃さないようにしていたことによるものと思われ、今後も休み時間などのさまざまな学校生活の場面で、より多くの教職員で児童の様子を見取っていき、児童をきめ細かに支える体制の充実を図っていく。

2-2中学校の同様の設問では、目標値の91.8%に0.1ポイント差まで近づく91.7%でした。要因としては、教科ごとに担任が替わる中学校においても、新型コロナウイルス感染症による生徒の影響を念頭に、生徒の様子に配慮している。今後更に休み時間や部活動など、さまざまな学校生活の場面で、生徒の様子をきめ細かに見取り、支える体制の充実を図っていく必要がある。

続いて3頁。3-1高等学校で、特別活動における「いじめの未然防止等に係る取組」の実施状況の割合の設問で、目標値の74.0%を11.2ポイン

ト下回る62.8%という結果であった。要因としては、新型コロナウイルス感染症の影響による授業日数の減少に伴い、特別活動の年間計画の変更を余儀なくされたことによるものと捉えている。

そして、資料にはないが特別支援学校については、令和3年度に新規に設定したので、今年度が測定年度となり、次年度に報告させていただく。

それでは4頁。これは、各課で現在取り組んでいる、「宮城県いじめ防止基本方針に基づく実施計画」に係る事業とその実施状況をまとめたものである。各課、いじめの防止に向けて多くの事業を展開しております。主なものを紹介する。

初めに、区分の1、事務局からの取り組みで、魅力ある学校づくり推進事業、みやぎ行きたくなる学校づくり推進事業では、あわせて5市町を推進地区として指定し、年3回の児童生徒の意識調査等をもとにした居場所づくり、きずなづくりに取り組んだ。その結果、学校に楽しく登校する児童生徒の割合が増加している。

続きまして区分5、いじめ対策不登校支援等推進事業には、心のケア、いじめ、不登校等対策支援チームを設置し、相談支援体制を強化した。

区分5、8、9、18ではスクールカウンセラーについて、全公立小学校243校、中学校132校、高等学校72校、そして特別支援学校に派遣・配置し、きめ細かな心のケアを行うとともに、相談支援体制の整備を強化した。また、スクールソーシャルワーカーを、すべての市町村と希望する高等学校に派遣し、福祉の面での支援の充実を図った。

区分6では、高校教育課学校生活適応支援員を希望する県立高等学校29校に30名配置した。

区分の7、いじめ等防止のためのスクールロイヤー活用事業では、事業生徒対象のいじめ予防教室を25校で実施し、教員研修を4校で実施した。

教育事務所定期相談は12回実施するとともに、個別のケース会議への参加も20件あり、いじめ予防や解決に向けた支援が実施されたところ。

以上。

(内藤委員長)

委員の皆様から質問があればお願いします。

(長谷委員)

最後の方に述べられていた区分6の、いじめ対策不登校支援及び中途退学防止事業の中で希望する高校に学校生活適応支援員を配置するとあるが、どのような方が対応されているとか、どのような支援をしているとか、分からない

ので教えていただきたい。

(事務局)

資料4頁表6になりますが、いじめ対策不登校支援及び中途退学防止事業の内、学校生活適応支援員の配置について説明する。希望のあった学校に配置するもので、その職務の内容としては、生徒指導や教育相談等の補助員としての業務で、学校の状況によってまちまちである。特に配置をするにあたっては、一定の資格を求めるというものではないが、傾向としては、例えば教員免許等をお持ちの方、或いは精神保健福祉士等の資格をお持ちの方が多く任用されているという現状。

(佐藤委員)

大変興味深く各評価の結果を見せていただきました。この調査の仕方だが、先生方はとてもお忙しい中、この調査に協力してもらい大変だったと思う。例えば、教職員が意図的に児童と関わっていると把握している学校について、学級担任が一人一人の様子に配慮していることがうかがえるということが、どういふところから出てきたというか、例えば、担任の先生の主観的な評価なのか、何かの件数がこう増えたからとか、ということか。そこを知りたい。

(事務局)

この学習意識等調査で調査しているものだが、これについては児童生徒に調査するもの等、学校の取組を問うものであり、普段の教職員の申し合わせ、それから打合せで働きかけ、よく見ておくことを意識して取り組んでいただいているところで、毎日の見取りということになるので、件数等々ではなく、学校の方針と、この取り組みに向かう状況を判断して、評価いただいているもの。

(内藤委員長)

そうすると、対象は、先生にアンケート調査をしてということになるか。

(事務局)

教師一人一人ではなく、その先生方の意見を総じて学校が代表して回答しているという形。

(内藤委員長)

わかりました。そうすると総じて見取りがきちんと行なわれていたとか、そういう感じ。

(事務局)

意識して取り組んでいる学校というところで、評価をしていただいている。

(小幡委員)

今の質問の関連で、小学校でいうと、「触れ合いの時間を作っていた」と言う設問で、十分できたとか、ある程度できたというように答えた学校が93.2%だったということは、子供たちと関わりを十分持っているというか、見取りができてい学校が多いというか、そのような積極的な取組があると考えて良いだろうと理解したが、やはり触れ合いの時間を作っていたとか、そこで十分できたとか、ある程度できたという実感がかなりあるのかなと、例えばその、時間をどのくらい取っていたかとか、児童生徒と、一人一人と時間をとって触れ合ったとか、もう少し具体的な、あんまり主観的な評価が入り込まないような形でのアンケートというか、そういうものを資料としないと、なかなか、児童生徒の見取りがきちんとできているのではないかというまとめはできないのかなと感じた。そのあたり、ここに出ていない質問項目の中で、もう少し客観性を保つとか、そういうものが何かあれば伺いたい。

(事務局)

確かに主観が多く入る設問であるというところは私たちも認識しているところ。実際に、きちんと見取っていると回答しても、実はこれははじめの未然防止にすべて効果的であるかというところ、やはりそこからこぼれてしまうものも多々あるのではないかとこのところは把握している。ただ学校への意識づけということで、これは100%であっても、やはりもっともっと見続けていく。教師に寄って来て、いろいろ話しをする子供のその奥で、席に座って1人でいる子供に目を向けるなど、やはりちょっと主観的なものは入る。そして数字的になかなか難しいところがありますが、このような、教師としてきちんと持つておくべき、視線、アンテナというところで常に働きかけていって、教師がそれをきちんと毎日気をつけるという形の意識づけも含めて、この評価項目でやっている。なかなかこの種類の質問紙については、時間的なものとか、数値に表すものが難しく、同様な質問がいろいろあるが、やはり少し高めに数値が出ているところ。学校では意識してやっているが、やはりさらに意識を向けて、そして、今おっしゃったように、すべての方にきちんと目を向けて、心をかけて、これからも働きかけていくという意味での指標ということで、御理解いただければと思っています。ただ、今後のバックデータとか、そして他の調査でも、その支えになるものがあれば私どもも考えていきたいと思う。

(小幡委員)

意識付けのため、学校側でも子供たちを見ていかなければならない、そこが重要なのだということ意識してもらうための目標値であるということ伺った。そうであればやはり目標値の設定根拠のところ、その辺りをまず明確にされた方がいい。そういうことの記載が無いと、逆にその辺りの数値がよければ、学校側だけできているというように、そこが終着点のようになってしまふのかなと思うので、あくまでも意識付けのためのものであり、それが超えていけば良いというものではない、というようなことがわかるような形で、根拠を明らかにしていた方が良いと思った。

(内藤委員長)

達成率という、パーセンテージを出しているものなので、やはり意識付け以外にも、客観的なデータでなるべく補うようなものも、一緒にできれば良いと個人的には思う。学校として、うちの学校はできているから、というのはちょっと大雑把すぎるかなと感じた。

(武田委員)

今の件にさらに重ねて、他の先生方のお話を伺っていて思ったことを申し上げる。私の経験として最近、子供が小学校、県ではなくて仙台市の小学校なのだが、子供の話を聞いていると、休み時間に結構先生が一生懸命鬼ごっこをして遊んでくれるとか、今まさにここで出ているようなお話が、子供からも聞いていて、私は自分の小学校のときは、そこまで先生と一緒に遊んだりしていなかったと思うので、すごい今、現場の先生方、本当に頑張られているな、というのは実感している、そこまで感想だが、確かに学校側に聞くとどうしても、主観的に自分は頑張っていますとか、ちょっとできていませんという回答になってしまうと思う。本当は、もしできるのであれば、むしろ、学校に行くのが楽しいかどうかという質問を生徒にして統計取ってらっしゃるので、そういう機会に先生に、何か困ったときに相談できているかどうかとか、休み時間に先生とお話する機会が、取れている、取れていないというのを生徒に聞けば、逆にある程度客観的に、学校ができていると言い張っても、生徒さんができていないと言えばそうだし、逆に、生徒さんがそれをできていると言ってくれるのであれば、それは結構信頼できる指標になるのではないかなと思ったので、意見として、もし可能なのであれば、そういう趣旨の質問を加えても良いのではないかなと思う。

(野口委員)

この設問だが、子供たちと遊んだり話したりする触れあいの機会、これはとても大事なことだと私自身思う。巡回相談で学校に行く機会も多いが、先生方に対しては、1日の中で短い時間でも良いので、子供一人一人と話すような時間をとってくださいということをよくお話ししている。是非これが進むと良いと思うのだが、ただ、先ほどの佐藤委員の質問にも冒頭あったように、先生方が忙しい状況がある。実際に、子供たちと関わりたくても、その時間がなかなか取れないというような状況というのが少なからず生じている。今、先生方も実は不足しているという状況もあり、現場にいる先生方は、ものすごい大変な状況だと思っている。それに加えて近年だと、先生方の勤務状況の改善ということがかなり強く言われているが、こちらとのセットでないと、これを進めていくというのは難しいのではないかと思う。こちらだけとるのではなく、やはり学校の先生方の勤務の状況というのをしっかり改善されて、先生方が余裕を持って子供たちと関われるようになっていくかという、そちらの方も併せて取組んでいく必要もあるし、きちんと把握していく必要があると思う。

(内藤委員長)

学校の先生方の勤務状況であるとか、それから児童生徒さんの意見なんかもどうだということも含めて、御検討いただければと思う。

(内藤委員長)

他に質問がなければ次に移る。それでは議事を終わる。

これから資料等を配るので、5分、10時55分まで休憩時間を取る。休憩の後、次第の「3その他」となるが、冒頭であったように、会の進行上、休憩後は非公開で行う。

会議が終了してから20分後に、報道機関に対する記者会見をこの場にて行います。会見には私が出席いたしますので、他の委員への個別での取材はご遠慮願います。報道、傍聴の方は御退出願う。

以 降 非 公 開

(事務局)

それでは、以上をもちまして令和4年度宮城県いじめ防止対策調査委員会を終了する。長時間の御協議ありがとうございました。